

## 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第7回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成19年3月7日(水) 19時00分～21時20分																		
場 所	役場審議室																		
出席者	<p>検討会議委員：出席5名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡 本 康 裕</td> <td></td> <td>大 内 和 行</td> <td>×</td> <td>板 垣 貴 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 辺 雄 介</td> <td></td> <td>瀬 川 英 樹</td> <td></td> <td>大 石 理 香 子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事務局：北川局長、坂弥主幹、谷口主査                  総務課情報管理班：松井主幹、鈴木主査</p>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡 本 康 裕		大 内 和 行	×	板 垣 貴 子		渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子	
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠														
岡 本 康 裕		大 内 和 行	×	板 垣 貴 子															
渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子															
内 容	<p>岡本代表： 議題に基づき、総務課情報管理班の職員から、情報共有について説明をいただくので、それを参考にしながら意見交換をお願いしたい。</p> <p>事務局： 議案資料について説明。</p> <p>情報管理班： 情報共有のイメージ、情報公開条例と公開の仕組み、個人情報保護条例について松井主幹から、行政情報の提供、参加と意見反映に関して鈴木主査から説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開手続の状況～手数料は1件300円、写し1枚10円。調査審議機関として審査会を置いている(委員5人)。制度にある不服申立はこれまで無し。平成18年度の請求は現在まで8件。公開請求に多い事例として、建築確認申請のための図面公開がある。</li> <li>・情報公開と個人情報保護は、宮城県や三重県などの先進自治体を中心に全国的な取組みの動きを受け、平成13年3月にセットで制定され、10月1日から施行している。</li> <li>・広報誌は、次年度の掲載ページ数を縮減していく予定。</li> <li>・出前講座は、1講座を増やし、27講座として継続予定。</li> <li>・町民ポストは、今年度1箇所(JAふらの上富良野支所)増やして9箇所とした。</li> </ul> <p>岡本代表： 説明内容を参考に、意見交換を進めていきたい。</p> <p>おくやみや誕生に関する情報は、町の広報誌に掲載されていないが、他のまちでは掲載しており、個人情報保護と関係があるのかどうか。</p> <p>情報管理班： 広報に掲載する写真等は、原則本人の掲載同意を基本としている。氏名についても個人が特定出来ないよう住所は丁目までとしている。おくやみと誕生については、掲載されることで色々な業者から問合せがあるなど、掲載拒否の話が寄せられ、過去に掲載しないこととし、現在も掲載していない。広報誌の掲載ルールは特に定めていないため、個人情報保護の取扱いも考慮しながら整備</p>																		

していきたいと考えている。

個人情報保護条例に違反した場合の罰則規定はあるか。

情報管理班： 現行の条例に罰則に関する規定は無いが、富良野市などは罰則規定を設けており、参考にしながら検討していきたい。

町民は行政情報に関心薄いと思われ、防災無線も聴かれているかどうか。

生活に関する情報には関心あって目は向くが、行政情報にその関心事があるかどうか。雑誌などは、生活情報が多く見られていると思う。人が集まり関心を引く場所として、スーパーに情報を張り出すなど、読んでもらえれば口コミで広がると思う。

情報公開の制度で、現在ある仕組み以上のものを考えていくのかどうか。ケーブルテレビによる公開など、ハード的な仕組みを除けばなかなか難しいと思う。

新聞と一緒に入るチラシで、関心の無いものは見ないと思う（例えとして、パチンコをしない人はそのチラシは見ないと思う）。行政も目につく情報づくりとその出し方がポイントだと思う。

新聞では、富良野版や行事日程は関心あると思う。毎日掲載され、確保されているコーナーは安心感があって良いと思う。

インターネットは、世代間で利用に違いあると思う。新聞など直ぐに読める情報とは違い、パソコンはスイッチを入れるなど、扱いが面倒な点がある。

町の広報誌は単発的な情報になっていると思う。

情報は瞬間にどう入るかが大事だと思う。

情報管理班： 広報誌のページ数は、富良野沿線では一番多い状況にある。

広報の誌面にインパクトが感じられず、縦書と横書の記事があって目線が飛んでしまう。

見出しページがあれば分かりやすいのでないか。

まちづくりに対する町民の意識付けとして、広報誌の役割はこの位とも思う。

情報管理班： パブリックコメント、出前講座の実施結果から、今後の課題と受け止めている。出前講座では押し掛け的なことも考えられるが、ニーズの無いところまで出向くことがどうかとも思う。

出前講座は、行政から情報を出していくためにも、出向くことは必要と思う。

職員も行政情報のセールスマンとして、売り込みが必要でないか。

人気の無い講座は、なぜなのかを考えてみる必要がある。

子供向けの講座の開設も必要でないか。

情報管理班： 子供向けという人を限定してしまう講座づくりではなく、広く町民を対象として推進している。希望があれば講座内容を加工し対応していきたい。

学校の総合学習では、ゴミや福祉などの分野に対応している。

主婦層やPTAへの浸透として、口コミで広げていくことも考えてはどうか。

情報管理班： 出前講座は、職員研修の一環として、職員を対象にほとんどの講座を開催してきた。それぞれ行政に関する一講座となっているが、全てに通じれば行政のエキスパートになれる内容と思うので活用をお願いしたい。

出前講座を紹介する取組みとして、講座に参加した人の声を広報に掲載してはどうか。

関心を持ってもらうには講座のネーミングも大切で、お得な情報があるようなイメージの湧くネーミングが理想と思う。

町民ポストを増やす予定は無いか。

情報管理班： 町民ポストは、設置当初の5箇所から8箇所に増やし、今年9箇所にした。設置箇所として、スーパーや金融機関も候補に上がっているが、施設側で盗難防止などの管理をしていただける所を考えている。高齢者の方々には地域の会館なども候補箇所と思う。

設置箇所は、スーパーやコンビニは身近で良いと思う。町民ポストを広く見てもらうことで、意見を出せるポストの存在を知ってもらう機会にもなると思う。

情報管理班： 設置にあたっては相手側の同意が基本になると考える。

生活習慣の中に、手紙を書いてポストに入れることが普段からあるかどうか。意見を書いて出してもらうきっかけとして、出前講座で意見を書いてもらう出前ポスト的な、習慣付けの試みも必要でないか。

今の町民ポストは外見的に目立たないと思う。

資料に示されているが、町民ポストへの提出件数は多いと思う。

提出した意見に対して、行政が対応したことが分かる手法はとられているかどうか。

情報管理班： 意見に対しては、行政が対応したことや考え方を広報誌で紹介している。町民ポストに寄せられた意見の広報掲載については、相手とのコミュニケーションを取りながら進めていきたいと考えている。また、ホームページへの掲載についても検討していきたい。

岡本代表： 委員から色々と意見を出していただいた。広報広聴事業へのアドバイスとして、参考にしていきたい。

引き続き、議題2について意見をお願いしたい。

この検討会議は、委員の立場からも法律の専門家組織ではないので、細かな条項整理は難しいと考えており、基本条例に関する大まかな枠組みづくりが必要と思う。これまでの論議から、ニセコ町のような総合的な条例もあれば、富良野市のようなルール条例もあると思う。どのような形が望ましいか意見をお願いしたい。

富良野市のような情報公開や参加に関する仕組みの積み上げが良いと思う。

先日の新聞報道に、町長の意向は自治基本条例の制定を目指すと言われていたが、その意向に沿った方向付けとすべきなのかどうか。

事務局： 新聞記事に関しては、現在持ちえている行政の執行方針として公表したもので、基本条例に関しては平成20年4月施行を目指すことで説明している。現在論議が進められている検討会議の答申を受け、町として基本条例について考えていくこととなる。行政として自治基本条例を目指すものとしているが、いろいろな手法について学び考えていただき、上富良野にふさわしい仕組みとして検討

を加えていただきたい。当初3月までの答申を予定していたが、検討する期間の延長については町長も理解している。

行政職員が作成した自治基本条例を考える素材もあるので、行政が作ったからといって敬遠せず、それらも見て検討を加えていただきたい。

基本条例のたたき台を見ながら検討するほうが、会議は進むと思う。

あくまで考えるたたき台であり、それにとらわれ過ぎないように議論していくことが必要。

基本条例を考えていく進め方は色々あると思うが、たたき台を参考とすることも一つと思う。

岡本代表： 行政で作成した自治基本条例に関する報告書（たたき台）を活用し、会議を進めていくことでよいか。

全体： 了承

岡本代表： 今後のスケジュールとして、たたき台を活用しながら議論は集中的に行い、検討会議の方向付けは5月中を目標にまとめていきたいと思うがどうか。

全体： 了承

## 2 その他

岡本代表： 次回会議は、3月19日（月）19時から審議室とする。

事務局： 4月1日付で役場組織の機構改革を予定しており、自治基本条例に関することは、町民生活課が担当となる。現在、検討会議が審議途中にあることから、答申までは引き続き行革事務局（4月1日以降は総務課）が対応していくことで内部調整しているので理解をお願いしたい。

《終了》 21時20分